

2 水管 第 1192 号
令和 2 年 9 月 18 日

水産政策審議会 会長
山川 卓 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本
計画の変更について（諮問第 335 号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 3 条第 7 項の規
定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（令和元年 12 月 4 日公表）
に、別紙の変更を加えたいので、同条第 8 項の規定及び同条第 9 項において準用する同
条第 4 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画新旧対照表

別紙

改正後	改正前																																																
<p>海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画</p> <p>令和元年12月4日公表 令和2年3月11日一部改正 令和2年3月24日一部改正 令和2年3月25日一部改正 令和2年4月7日一部改正 令和2年5月8日一部改正 令和2年6月3日一部改正 令和2年8月6日一部改正 <u>令和2年 月 日一部改正</u></p>	<p>海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画</p> <p>令和元年12月4日公表 令和2年3月11日一部改正 令和2年3月24日一部改正 令和2年3月25日一部改正 令和2年4月7日一部改正 令和2年5月8日一部改正 令和2年6月3日一部改正 令和2年8月6日一部改正</p>																																																
<p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 第一種特定海洋生物資源ごとの令和2年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。ただし、くろまぐろの漁獲可能量は別に定めるものとする。</p> <p style="text-align: right;">(単位：トン)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第一種特定海洋生物資源</th> <th>管理の対象となる期間</th> <th>漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 さんま</td> <td>令和2年1月～令和2年12月</td> <td>264,000</td> </tr> <tr> <td>2 すけとうだら</td> <td>令和2年4月～令和3年3月</td> <td>234,700</td> </tr> <tr> <td>3 まあじ</td> <td>令和2年1月～令和2年12月</td> <td>222,800</td> </tr> <tr> <td>4 まいわし</td> <td>令和2年1月～令和2年12月</td> <td>1,516,000</td> </tr> <tr> <td>5 まさば及びごまさば</td> <td>令和2年7月～令和3年6月</td> <td>721,000</td> </tr> <tr> <td>6 するめいか</td> <td>令和2年4月～令和3年3月</td> <td>57,000</td> </tr> <tr> <td>7 ずわいがに</td> <td>令和2年7月～令和3年6月</td> <td>5,139.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民</p>	第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量	1 さんま	令和2年1月～令和2年12月	264,000	2 すけとうだら	令和2年4月～令和3年3月	234,700	3 まあじ	令和2年1月～令和2年12月	222,800	4 まいわし	令和2年1月～令和2年12月	1,516,000	5 まさば及びごまさば	令和2年7月～令和3年6月	721,000	6 するめいか	令和2年4月～令和3年3月	57,000	7 ずわいがに	令和2年7月～令和3年6月	5,139.3	<p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 第一種特定海洋生物資源ごとの令和2年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。ただし、くろまぐろの漁獲可能量は別に定めるものとする。</p> <p style="text-align: right;">(単位：トン)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第一種特定海洋生物資源</th> <th>管理の対象となる期間</th> <th>漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 さんま</td> <td>令和2年1月～令和2年12月</td> <td>264,000</td> </tr> <tr> <td>2 すけとうだら</td> <td>令和2年4月～令和3年3月</td> <td>234,700</td> </tr> <tr> <td>3 まあじ</td> <td>令和2年1月～令和2年12月</td> <td>222,800</td> </tr> <tr> <td>4 まいわし</td> <td>令和2年1月～令和2年12月</td> <td>1,516,000</td> </tr> <tr> <td>5 まさば及びごまさば</td> <td>令和2年7月～令和3年6月</td> <td>721,000</td> </tr> <tr> <td>6 するめいか</td> <td>令和2年4月～令和3年3月</td> <td>57,000</td> </tr> <tr> <td>7 ずわいがに</td> <td>令和2年7月～令和3年6月</td> <td>5,139.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民</p>	第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量	1 さんま	令和2年1月～令和2年12月	264,000	2 すけとうだら	令和2年4月～令和3年3月	234,700	3 まあじ	令和2年1月～令和2年12月	222,800	4 まいわし	令和2年1月～令和2年12月	1,516,000	5 まさば及びごまさば	令和2年7月～令和3年6月	721,000	6 するめいか	令和2年4月～令和3年3月	57,000	7 ずわいがに	令和2年7月～令和3年6月	5,139.3
第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量																																															
1 さんま	令和2年1月～令和2年12月	264,000																																															
2 すけとうだら	令和2年4月～令和3年3月	234,700																																															
3 まあじ	令和2年1月～令和2年12月	222,800																																															
4 まいわし	令和2年1月～令和2年12月	1,516,000																																															
5 まさば及びごまさば	令和2年7月～令和3年6月	721,000																																															
6 するめいか	令和2年4月～令和3年3月	57,000																																															
7 ずわいがに	令和2年7月～令和3年6月	5,139.3																																															
第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量																																															
1 さんま	令和2年1月～令和2年12月	264,000																																															
2 すけとうだら	令和2年4月～令和3年3月	234,700																																															
3 まあじ	令和2年1月～令和2年12月	222,800																																															
4 まいわし	令和2年1月～令和2年12月	1,516,000																																															
5 まさば及びごまさば	令和2年7月～令和3年6月	721,000																																															
6 するめいか	令和2年4月～令和3年3月	57,000																																															
7 ずわいがに	令和2年7月～令和3年6月	5,139.3																																															

による東シナ海における採捕量等、算定の基礎としていないものがある。

(注2) 上記の漁獲可能量のうち、以下に掲げる数量(以下「留保枠」という。)については、資源の来遊状況等に応じて第4の2の注2、同注3、第5の2の注2、同注3、第6の2の(3)の注1、同(4)の注1、同(5)の注1又は同(7)の注に基づき、農林水産大臣が必要に応じて配分するものとする。配分を行った場合には、当該配分を反映した量に変更する。

- ・まあじ：44,600トン
- ・まいわし：288,000トン
(太平洋の海域：282,000トン、日本海の海域：6,000トン)
- ・まさば及びごまさば83,100トン
(太平洋の海域：50,100トン、日本海の海域：33,000トン)
- ・ずわいがに
(A海域238トン、B海域43トン)

(注3) すけとうだらについては、その採捕(沖合底びき網漁業によるものを除く。)の状況が以下の2つの要件に合致する場合には、漁期前の資源評価では予測できない、資源評価対象海域外からのものと推定される資源の大量来遊が発生したと見なし、上記の表に掲げる数量を同数量に1万トンを追加した量に変更する。

(1) 北海道の道南太平洋海域(東経152度59分46秒の線以西、千葉県安房郡野島崎突端から正東の線以北の太平洋の海域のうちの北海道松前・上磯両郡界から山越・虻田両郡界に至る間の北海道渡島総合振興局、胆振総合振興局及び日高振興局管内沖合海域をいう。以下同じ。)のうち渡島海区及び胆振海区(漁業法第84条第1項の海区(昭和25年5月13日農林省告示第129号)に規定される海区をいう。以下同じ。)における令和2年10月の実採捕日1日当たりの平均採捕量が500トンを超えること

(2) 北海道の道南太平洋海域のうち渡島海区及び胆振海区における令和2年11月の実採捕日1日当たりの平均採捕量が600トンを超えること

5・6 (略)

による東シナ海における採捕量等、算定の基礎としていないものがある。

(注2) 上記の漁獲可能量のうち、以下に掲げる数量(以下「留保枠」という。)については、資源の来遊状況等に応じて第4の2の注2、同注3、第5の2の注2、同注3、第6の2の(3)の注1、同(4)の注1、同(5)の注1又は同(7)の注に基づき、農林水産大臣が必要に応じて配分するものとする。配分を行った場合には、当該配分を反映した量に変更する。

- ・まあじ：44,600トン
- ・まいわし：288,000トン
(太平洋の海域：282,000トン、日本海の海域：6,000トン)
- ・まさば及びごまさば83,100トン
(太平洋の海域：50,100トン、日本海の海域：33,000トン)
- ・ずわいがに
(A海域238トン、B海域43トン)

(新設)

5・6 (略)

第4 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

1 (略)

2 第3の4の表に掲げる第一種特定海洋生物資源ごとの令和2年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数 量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	203,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	150,300
3	まあじ	大中型まき網漁業	75,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	584,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	393,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	11,000
		大中型まき網漁業	3,500
		いか釣り漁業	13,700
		小型するめいか釣り漁業	18,600
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	3,492

(注1) 指定漁業等の種類の欄の漁業は、上記1と同様とする。

(注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、基準日に達した場合には、以下の算出式に基づき留保枠から配分するとともに、上記の表に掲げる数量を当該配分を反映した量に変更する。

(配分量の算出式)

期間予測漁獲量と上記の表に掲げる数量との差又は管理の対象となる期間の当初の数量のうち小さい方とする。

(期間予測漁獲量の算出式)

以下に掲げる(1)から(3)までの合計値とする。

- (1) 漁期の開始日から基準日の属する月の前月まで：実績値
- (2) 基準日の属する月：基準日の属する月の最初の日から基準日までの日数を基礎として日割りによって計算した基準日の属する月の1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月

第4 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

1 (略)

2 第3の4の表に掲げる第一種特定海洋生物資源ごとの令和2年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数 量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	203,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	150,300
3	まあじ	大中型まき網漁業	75,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	584,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	393,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	11,000
		大中型まき網漁業	3,500
		いか釣り漁業	13,700
		小型するめいか釣り漁業	18,600
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	3,492

(注1) 指定漁業等の種類の欄の漁業は、上記1と同様とする。

(注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、基準日に達した場合には、以下の算出式に基づき留保枠から配分するとともに、上記の表に掲げる数量を当該配分を反映した量に変更する。

(配分量の算出式)

期間予測漁獲量と上記の表に掲げる数量との差又は管理の対象となる期間の当初の数量のうち小さい方とする。

(期間予測漁獲量の算出式)

以下に掲げる(1)から(3)までの合計値とする。

- (1) 漁期の開始日から基準日の属する月の前月まで：実績値
- (2) 基準日の属する月：基準日の属する月の最初の日から基準日までの日数を基礎として日割りによって計算した基準日の属する月の1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月

の日数を乗じて得た値

(3) 基準日の属する月の翌月：

① 特異率が1以上の場合には、当該月の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち上位3漁期年を平均した値に当該特異率を乗じて得た値

② 特異率が1未満の場合には、当該月の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち上位3漁期年を平均した値

(注3) ずわいがにについては、留保枠から配分を行った場合には、上記の表に掲げる数量を当該配分を反映した量に変更する。

(注4) すけとうだらについては、第3の4の表の注3に基づき1万トンの追加が行われる場合には、当該追加分について、「漁獲可能量(TAC)シェアの見直しについて」(水産政策審議会第84回資源管理分科会資料5)に基づき沖合底びき網漁業に配分するとともに、上記の表に掲げる沖合底びき網漁業の数量を、当該配分を反映した量に変更する。

(注5) 上記の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量と第6の2の都道府県別に定める数量との移譲について関係者間の協議が調った場合には、同表の配分量を当該移譲を反映した量に変更する。

第5 指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別又は操業期間別の数量に関する事項

1 (略)

2 第4の2の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源	操業区域	数量
1	まいわし	(1) 太平洋の海域	568,000
		(2) 日本海の海域	16,000
2	まさば及びごまさば	(1) 太平洋の海域	299,000
		(2) 日本海の海域	94,000
3	すけとうだら	(1) 北日本海の海域	3,400

の日数を乗じて得た値

(3) 基準日の属する月の翌月：

① 特異率が1以上の場合には、当該月の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち上位3漁期年を平均した値に当該特異率を乗じて得た値

② 特異率が1未満の場合には、当該月の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち上位3漁期年を平均した値

(注3) ずわいがにについては、留保枠から配分を行った場合には、上記の表に掲げる数量を当該配分を反映した量に変更する。

(新設)

(注4) 上記の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量と第6の2の都道府県別に定める数量との移譲について関係者間の協議が調った場合には、同表の配分量を当該移譲を反映した量に変更する。

第5 指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別又は操業期間別の数量に関する事項

1 (略)

2 第4の2の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源	操業区域	数量
1	まいわし	(1) 太平洋の海域	568,000
		(2) 日本海の海域	16,000
2	まさば及びごまさば	(1) 太平洋の海域	299,000
		(2) 日本海の海域	94,000
3	すけとうだら	(1) 北日本海の海域	3,400

		(2) オホーツク海の海域	64,900
		(3) 北太平洋の海域	82,000
4	ずわいがに	(1) A海域	2,495
		(2) B海域	43
		(3) D海域	875
		(4) E海域	79

(注1) 操業区域の欄の海域は、上記1と同様とする。

(注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、基準日に達した場合には、以下の算出式に基づき留保枠から配分するとともに、上記の表に掲げる数量を当該配分を反映した量に変更する。

(配分量の算出式)

期間予測漁獲量と上記の表に掲げる数量との差又は管理の対象となる期間の当初の数量のうち小さい方とする。

(期間予測漁獲量の算出式)

以下に掲げる(1)から(3)までの合計値とする。

- (1) 漁期の開始日から基準日の属する月の前月まで：実績値
- (2) 基準日の属する月：基準日の属する月の最初の日から基準日までの日数を基礎として日割りによって計算した基準日の属する月の1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値
- (3) 基準日の属する月の翌月：
 - ① 特異率が1以上の場合には、当該月の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち上位3漁期年を平均した値に当該特異率を乗じて得た値
 - ② 特異率が1未満の場合には、当該月の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち上位3漁期年を平均した値

(注3) ずわいがにについては、留保枠から配分を行った場合には、上記の表に掲げる数量を当該配分を反映した量に変更する。

(注4) すけとうだらについては、第3の4の表の注3に基づき1万トンの追加が行われ、第4の2の表の注4に基づき沖合底びき網漁業への配分が行われる場合には、上記の表に掲げる(3)北太平洋の海域の数量を、同数量に当該追加による沖合底びき網漁業への配分数量を追加した量に変更する。

(注5) 上記の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定め

		(2) オホーツク海の海域	64,900
		(3) 北太平洋の海域	82,000
4	ずわいがに	(1) A海域	2,495
		(2) B海域	43
		(3) D海域	875
		(4) E海域	79

(注1) 操業区域の欄の海域は、上記1と同様とする。

(注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、基準日に達した場合には、以下の算出式に基づき留保枠から配分するとともに、上記の表に掲げる数量を当該配分を反映した量に変更する。

(配分量の算出式)

期間予測漁獲量と上記の表に掲げる数量との差又は管理の対象となる期間の当初の数量のうち小さい方とする。

(期間予測漁獲量の算出式)

以下に掲げる(1)から(3)までの合計値とする。

- (1) 漁期の開始日から基準日の属する月の前月まで：実績値
- (2) 基準日の属する月：基準日の属する月の最初の日から基準日までの日数を基礎として日割りによって計算した基準日の属する月の1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値
- (3) 基準日の属する月の翌月：
 - ① 特異率が1以上の場合には、当該月の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち上位3漁期年を平均した値に当該特異率を乗じて得た値
 - ② 特異率が1未満の場合には、当該月の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち上位3漁期年を平均した値

(注3) ずわいがにについては、留保枠から配分を行った場合には、上記の表に掲げる数量を当該配分を反映した量に変更する。

(新設)

(注4) 上記の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定め

る操業区域別の数量と第6の2の都道府県別に定める数量との移譲について関係者間の協議が調った場合には、同表の配分量を当該移譲を反映した量に変更する。

第6 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

1 (略)

2 第3の4の表に掲げる第一種特定海洋生物資源ごとの令和2年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

数量を明示していない都道府県は、過去（平成26年～平成28年(するめいかについては、平成27～平成29年)。以下本項において同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満(ずわいがにについては、漁獲実績なし。)と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上であって資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県のことをいう。この場合において、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

(1) (略)

(2) すけとうだら

(単位：トン)

都道府県名	数 量
北海道	83,000

青森県、岩手県及び宮城県については、若干とする。

(注) すけとうだらについては、第3の4の表の注3に基づき1万トンの追加が行われる場合には、当該追加分について、「漁獲可能量

る操業区域別の数量と第6の2の都道府県別に定める数量との移譲について関係者間の協議が調った場合には、同表の配分量を当該移譲を反映した量に変更する。

第6 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

1 (略)

2 第3の4の表に掲げる第一種特定海洋生物資源ごとの令和2年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

数量を明示していない都道府県は、過去（平成26年～平成28年(するめいかについては、平成27～平成29年)。以下本項において同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満(ずわいがにについては、漁獲実績なし。)と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上であって資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県のことをいう。この場合において、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

(1) (略)

(2) すけとうだら

(単位：トン)

都道府県名	数 量
北海道	83,000

青森県、岩手県及び宮城県については、若干とする。

(新設)

(TAC) シェアの見直しについて」(水産政策審議会第84回資源管理分科会資料5)に基づき北海道に配分するとともに、上記の表に掲げる北海道の数量を当該配分を反映した量に変更する。

(3)～(7) (略)

第7～第12 (略)

(3)～(7) (略)

第7～第12 (略)

すけとうだら太平洋系群の漁獲可能量の取扱いの見直しについて（案）

第 1 基本となる考え方

「スケトウダラ（太平洋系群）TAC について」（水産政策審議会第 48 回資源管理分科会資料 6）により規定されるすけとうだら太平洋系群の漁獲可能量の取扱いについて、漁期前の資源評価では予測できない、資源評価対象海域外からのものと推定される資源の大量来遊が発生した場合の、来遊量推定等が確定するまでの間の暫定的な調整弁として改めて位置付けた上で、所要の見直しを行う。

第 2 見直し（案）

1 発動要件

以下の二点を満たした場合に 2 の措置が発動する。

- ・ 北海道の道南太平洋海域のうち渡島海区と胆振海区における 10 月の実採捕日の 1 日当たり平均採捕量（沖合底びき網漁業によるものを除く。）が 500 トンを超えること
- ・ 北海道の道南太平洋海域のうち渡島海区と胆振海区における 11 月の実採捕日の 1 日当たり平均採捕量（沖合底びき網漁業によるものを除く。）が 600 トンを超えること

2 発動措置

- (1) ある漁期年（X 年）に発動要件を満たした場合、資源評価対象海域外から大量来遊があったものとみなし、その漁期年の TAC（ $TAC_{(X年)}$ ）に 1 万トンを追加する（ $TAC_{(X年)} + 1 万トン$ ）。
- (2) 翌漁期年（X+1 年）において
- ① 前漁期年（X 年）の ABC（ $ABC_{(X年)}$ ）について、大量来遊を含む情報も加味して再計算する（ $ABC_{(X年:再計算)}$ ）。
 - ② 当該漁期年の TAC（ $TAC_{(X+1年)}$ ）について、大量来遊を含む情報も加味して ABC を再計算する（ $ABC_{(X+1年:再計算)}$ ）。
 - ③ その上で、
 - (i) X 年の実採捕量（実採捕_(X年)）が再計算された X 年の ABC（ $ABC_{(X年:再計算)}$ ）を上回る場合
 - 当該年の TAC は、ABC 再計算値（ $ABC_{(X+1年:再計算)}$ ）から、X 年の実採捕量（実採捕_(X年)）と再計算された X 年の ABC（ $ABC_{(X年:再計算)}$ ）^注との差分を削減したものに変更する（ $TAC_{(X+1年:変更後)}$ ）。

実採捕_(X年) > $ABC_{(X年:再計算)}$ の場合

⇒ $TAC_{(X+1年:変更後)} = ABC_{(X+1年:再計算)} - (\text{実採捕}_{(X年)} - ABC_{(X年:再計算)})$

- (ii) 上記 (i) 以外の場合

→ 当該年のTACは、当初設定のものから再計算値（ABC_(X+1年:再計算)）に変更する。

- (3) 上記(2)の③の(i)及び(ii)において、理論上は、再計算値（ABC_(X年:再計算)、ABC_(X+1年:再計算)）が、当初値（TAC_(X年)、TAC_(X+1年)）より低くなるケースもあり得るが、①現行のTACの運用においては、他魚種も含め漁期中（及び漁期終了後）の配分数量引き下げは行っていないこと、②再計算値からの超過分については、次の漁期年（X+2年）の評価及びTACに反映されること、から、かかるケースにおいては、再計算値ではなく、当初値を用いることとする。

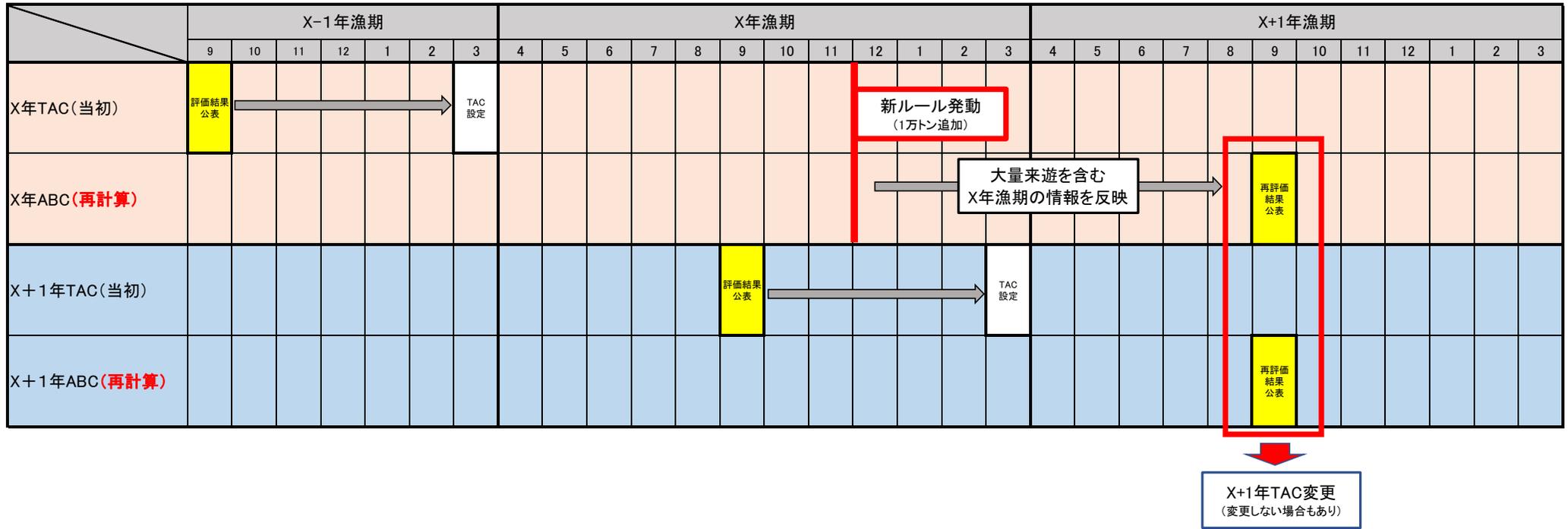
3 運用

- (1) 上記2の(1)による1万トンの追加については、行政庁の恣意性のない、形式的・機械的なTAC数量変更の類型として、事前に水産政策審議会の意見を聴いた上で基本計画に定めておき、発動した場合は、水産政策審議会に対して事後報告で対応する。
- (2) 上記2の(2)の③によるX+1年のTACの変更については、水産政策審議会に諮問し、答申を得た上で行う。

4 配分

- (1) 上記2の(1)による追加分1万トンの配分については、「漁獲可能量（TAC）の配分シェアの見直しについて」（水産政策審議会第84回資源管理分科会資料5）に基づき、当初配分で使用した過去3カ年の漁獲実績を用いることを基本としつつ、関係業界に漁獲実態等を踏まえた別途の合意がある場合には、当該合意に基づいて決定する。
- (2) 上記2の(2)の③の(i)において、
- ① X年の実採捕とX年の再計算ABCとの差分により生じる削減分の配分については、上記2の(1)による追加分1万トンの下での採捕の実績に基づいて決定する。
 - ② X+1年の再計算ABCに基づくTAC増加分の配分については、上記(1)と同様とする。
- (3) 上記2の(2)の③の(ii)において、X+1年の再計算ABCに基づくTAC増加分の配分については、上記(1)と同様とする。

スケトウダラ太平洋系群に係る再評価・TAC変更スケジュール(X年漁期に新ルールが発動されたケース)



スケトウダラ（太平洋系群）TACについて

1. スケトウダラ（太平洋系群）TACについては、
 - ・ 未成魚がロシア水域に分布回遊することがあるため、新規加入群の資源評価は難しいこと
 - ・ 沿岸漁業の漁獲努力量等のデータが整備されておらず、直近の漁獲状況等の定量的判断が困難であるなどの課題がある。
一方で、スケトウダラは寿命が10年以上と長いことから、高齢魚については、その資源量動向の推定が比較的高水準で可能である。
2. また、特に沿岸漁業においては、漁期が数ヶ月と短い中で、水温等海況の変化によって、来遊状況が大きく変化している例が見られており、漁業現場は早期な資源評価の精度の向上と機動的見直しを強く求めているところである。
3. このため、本系群については、
 - ① より正確な資源評価となるよう直近の漁獲データの収集に努め、必要に応じて再評価が迅速に行い得るような体制を早期に整備するとともに、
 - ② ①の体制が整備されるまでの間、本系群の来遊状況に大きな変化が確認された場合には、スケトウダラが長命であり、同一年級群を長期間にわたり利用する特性があることなどから、次の方式によりTAC制度の柔軟な運用に努めることとする。

【新たなTAC管理方式】

○ 前提条件

良好な来遊状況を踏まえ、関係漁業者が休漁、網数の削減等、自主的な漁獲努力量の削減を行った上で、

- ・ 道南太平洋地域（渡島、胆振地域）において10月の実採捕日の1日当たり採捕量が概ね500トンを超えること
- ・ 道南太平洋地域における11月の採捕見込量が、直前の推移から概ね9千トンを超えると推定されること

の2点を満たすこと。

○ システム

上記の条件を満たし、北海道庁が先行利用を水産庁に要望した場合には、

- ① 先行利用量は1万トンを上限とする。
- ② 先行利用により使用した分については、次年度のT A C割当から削減するが、削減分は、激変緩和のため、5千トンを上限とし、残余分は次々年度に削減する。
- ③ ②のT A C割当量からの削減が実施されている間は新たな先行利用は行わない。
- ④ 先行利用した場合の将来の資源への影響が軽微であることが、科学的に説明可能であること

等を条件として、先行利用の可否を水産政策審議会に諮問する。

なお、沖合底曳網漁業についても、沿岸漁業とのバランスをとるため、沿岸漁業に先行利用を認めた場合には、漁業者の要望により対応を検討する。

漁獲可能量（TAC）の配分シェアの見直しについて

1 趣旨

漁獲可能量（TAC）を漁業種類あるいは都道府県ごとに配分する際のシェアについては、従来、直近3か年の漁獲実績シェアの平均値（以下「基本シェア」という。）を算出し、これを3か年（漁期）にわたって用いることを基本としつつ、関係業界に漁業実態等を踏まえた別途の合意がある場合には、それを尊重することとしている。

平成30年～32年TAC設定に当たっては、直近3か年（平成26年～28年）のデータを用いた基本シェアの見直しが必要となっている。

なお、するめいかについては、1年遅れてTAC制度の対象となったことから、基本シェアの見直しは平成31年漁期TAC設定時に行うこととなる。

2 基本シェアの算出

① 使用するデータ（漁獲実績）

ア 平成26年から28年までの過去3か年の漁獲実績

イ 知事管理分については農林統計の漁獲実績を、大臣管理分についてはTAC採捕実績を使用することを原則とするが、これが適当でないと認められる場合には、可能な限り客観的かつ合理的なデータを用いる。

この場合、さんま、さば類、すけとうだら、ずわいがにのTAC採捕実績データについては、TAC管理期間が統計の集計期間（1～12月集計）と異なることから、統計（1～12月集計）と比較可能とするため、TAC採捕実績を1～12月で再集計した値を用いる。

ウ 配分数量を超過した分については、漁獲実績に算入しない。

② 算出方法

①の漁獲実績データを用いて、我が国全体の漁獲実績に対する比率（小数点以下2桁（%））を各年毎に算出し、その3か年の単純平均（小数点以下2桁（%））を配分の際の基本シェアとする。

3 漁獲可能量（TAC）の配分

ア 上記2の②で求めた基本シェアを用いて、漁獲可能量を比例配分することを基本とする。

イ ただし、関係業界に漁業実態等を踏まえた別途の合意がある場合には、それを尊重し、当該合意による数値を用いて配分量を算出する。

ウ 個々の具体的配分数量については、ア又はイで求めた数量の1000トン未満（魚種によっては、100トン未満）を切り上げた数量を用いる（ずわいがにでは、トン単位とする。）。ただし、以下に該当する場合には、具体的数量配分の形ではなく、「若干」配分又は配分数量を明示しない。

【「若干」又は配分量を明示しない場合】

1 「若干」とする場合

- ① 漁獲実績（過去3年平均値；以下同じ）がおおむね100トン以上あるものの、計算された配分量が、平均配分量に満たない都道府県（ずわいがにについては漁獲実績が10トン程度以下）

（ 資源に対する圧力が小さいと認め、「現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量を前年実績程度とする」ものとして「若干」として配分する。

- ② 計算された配分量の過半が定置網による都道府県

（ 定置網漁業については、いわゆる「待つ漁業」であり、資源を選択して採捕することが極めて難しいことから、漁獲の限度量を定めたとしてもその管理が困難である。このため基本配分量の過半が定置網によってもたらされている場合には「若干」として配分する。

2 数量を明示しない場合

漁獲実績がおおむね100トン未満の都道府県（ずわいがにについては実績無し）

（ 資源に対する圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がないものとして、数量を明示しない。